

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 一般契約</p> <p>第 7 条～第 12 条 (略)</p> <p>(X i の電話番号保管)</p> <p>第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、当該一般契約が第 21 条の 4 に規定する指定共有 X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</u></p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章～第 12 章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第 78 条の 2 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス（契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の所在に係る緯度及び経度等の情報（以下この条において「位置情報」といいます。）を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注) 本条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ及びケータイお探しサービス（基本）は、「ケータイお探しサービスご利用規約（2017 年 4 月以前発売の機種版）」、新ケータイお探しサービス（月額）は、「ケータイお探しサービスご利用規約（iPhone および 2017 年 5 月以降発売のスマートフォン・タブレット版）」にそれぞれ定めるところによります。</p>	<p>第 1 章～第 2 章 (略)</p> <p>第 3 章 X i 契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第 1 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 2 節 一般契約</p> <p>第 7 条～第 12 条 (略)</p> <p>(X i の電話番号保管)</p> <p>第 12 条の 2 当社は、一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係る X i の電話番号保管（その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、その X i を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。</p> <p>ただし、当該一般契約が第 21 条の 4 に規定する指定共有 X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第 13 条～第 16 条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 3 節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 4 章～第 12 章 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第 13 章 雑則</p> <p>第 65 条～第 78 条 (略)</p> <p>(ケータイお探しサービス)</p> <p>第 78 条の 2 X i 契約者は、別表 2 (付加機能) に規定する sp モード機能又は i モード機能の提供を受けているときは、次項に規定するケータイお探しサービス（契約者からの申出により、その X i 契約者に係る契約者回線に接続された端末設備（当社が別に定めるものに限ります。）の所在に係る緯度及び経度等の情報（以下この条において「位置情報」といいます。）を、当社が通知するサービスをいいます。以下同じとします。）を利用することができます。</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(注) 本条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 6 項に規定する当社が別に定めるところは、当社のインターネットホームページ及びケータイお探しサービス（基本）は、「ケータイお探しサービスご利用規約（2017 年 4 月以前発売の機種版）」、新ケータイお探しサービス（月額）は、「ケータイお探しサービスご利用規約（2017 年 5 月以降発売のスマートフォン・タブレット版）」にそれぞれ定めるところによります。</p>

第 78 条の 3 ～ 第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表
通則 (略)

第 1 表
第 1 ～ 第 4 (略)

第 5 手続きに関する料金
1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1)～(6) (略)	(略)
(7) その他の手数料の適用 除外	ア～ウ (略) (注1) (略) (注2) ウに規定する当社が別に定めるサービスとは当社のインターネットホームページ又は「ケータイお探しサービスご利用規約 (iPhoneおよび2017年 5 月以降発売のスマートフォン・タブレット版)」に定めるサービスをいいます。
(8) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第 6 ～ 第 7 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

第 78 条の 3 ～ 第 80 条 (略)

第 14 章 (略)

料金表
通則 (略)

第 1 表
第 1 ～ 第 4 (略)

第 5 手続きに関する料金
1 適用

手 続 き に 関 す る 料 金 の 適 用	
(1)～(6) (略)	(略)
(7) その他の手数料の適用 除外	ア～ウ (略) (注1) (略) (注2) ウに規定する当社が別に定めるサービスとは当社のインターネットホームページ又は「ケータイお探しサービスご利用規約 (2017年 5 月以降発売のスマートフォン・タブレット版)」に定めるサービスをいいます。
(8) (略)	(略)

2 料金額 (略)

第 6 ～ 第 7 (略)

第 2 表～第 6 表 (略)

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	△6	二	△B
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)
National Mobile Telecommunications Co.		7	-	A ● III	○

別表 1～別表 7 (略)

別表 8 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者
1 2以外のもの

地域	事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は 64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
		通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)
National Mobile Telecommunications Co.		△7	-	△A △● △III	△

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マン島	<u>Manx Telecom Trading Limited</u>	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

附 則 (平成 29 年 7 月 21 日経企第 706 号)

この改正規定は平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

ただし、この改正規定中、ケータイお探しサービスに関する部分は当社が定める日から実施します。

	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	マン島	Manx Telecom	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)						

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 9 (略)

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(FOMAの電話番号保管)</p> <p>第14条の2 当社は、第1種一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るFOMA (FOMACARDを共用しているものを除きます。以下この条において同じとします。)の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのFOMAを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</u></p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 第2種一般契約</p> <p>第23条の3～第23条の6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(FOMAの電話番号保管)</p> <p>第23条の7 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、総合利用プラン又は限定利用プランに係るFOMAの電話番号保管を行います。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、当該第2種一般契約が第24条の16に規定する指定共有X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。</p> <p>2～3 (略)</p> <p><u>4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</u></p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第5節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p>	<p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 FOMA契約</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 第1種一般契約</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(FOMAの電話番号保管)</p> <p>第14条の2 当社は、第1種一般契約者から請求があったときは、総合利用プランに係るFOMA (FOMACARDを共用しているものを除きます。以下この条において同じとします。)の電話番号保管 (その契約者識別番号を他に転用することなく、請求があった日から一定期間、そのFOMAを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。</p> <p>2～3 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第4節 第2種一般契約</p> <p>第23条の3～第23条の6 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">(FOMAの電話番号保管)</p> <p>第23条の7 当社は、第2種一般契約者から請求があったときは、総合利用プラン又は限定利用プランに係るFOMAの電話番号保管を行います。</p> <p style="padding-left: 20px;">ただし、当該第2種一般契約が第24条の16に規定する指定共有X i 等であるときは、電話番号保管を請求することができません。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>第23条の8～第23条の11 (略)</p> <p style="padding-left: 20px;">第5節 (略)</p> <p>第4章～第14章 (略)</p>

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		TELEFONICA CELULAR DEL PARAGUAY S.A.	△6	二	△B	△
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

料金表 (略)

別表1～別表8 (略)

別表9 国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者

1 2以外のもの

地域		事業者名	利用できる通信の種類及び国際アウトローミング利用料の区分(通話モード又は64kb/s デジタル通信モードにより国際アウトローミングに係る電気通信回線へ着信する通信に係るものを除きます。)に係るグループ			
			通話モード	64kb/s デジタル通信モード	データ通信モード	ショートメッセージ通信モード
南・北アメリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	パラグアイ共和国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アジア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	クウェート国	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		National Mobile Telecommunications Co.	7	-	A ● III	○			National Mobile Telecommunications Co.	△7	-	△A △● △III	△
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オセアニア地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ヨーロッパ地方	マン島	Manx Telecom Trading Limited	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	マン島	Manx Telecom	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
アフリカ地方	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 9 月 30 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

附 則 (平成 29 年 7 月 21 日経企第 706 号)
この改正規定は平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(略)

(注) 通信の種類のうち△印が付されているものについては、平成 29 年 8 月 31 日までの間において提供開始予定であり、それぞれ提供が開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

2 (略)

別表 10 (略)

I P 通 信 網 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第 1 章～第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

第 52 条 (略)

(免責)

第 53 条 当社は、I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 (略)

3 当社は、契約者が指定した日時までに工事を着手できない場合又はその日において工事を完了できない場合があります。この場合において、当社は、工事を完了しなかったことに伴い発生する損害を賠償しません。

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 2 (略)

附 則 (平成 29 年 7 月 21 日経企第 706 号)
この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

[現 行]

第 1 章～第 12 章 (略)

第 13 章 損害賠償

第 52 条 (略)

(免責)

第 53 条 当社は、I P 通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 (略)

第 14 章～第 15 章 (略)

料金表 (略)

別表 1～別表 2 (略)